※※※

令和８年８月２８日　第１８回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会　午後　１時３０分
閉会　午後　１時５５分

１　出席委員

１番　伊　藤　　力	２番　兼　古　照　夫	３番　上　妻　良　一
４番　佐　藤　伸　哉	６番　人　見　華　代	７番　遠　國　和　宏
８番　（欠　番）	９番　葛　西　香　織	１０番　（欠　番）
１１番　大　平　哲　信	１２番　松　田　博　幸	

２　欠席委員

５番　餌　取　靖　徳

３　議事に参与するもの

事務局長	野　田　　誠
事務局次長	留　田　篤　史
総務主任	小　尾　直　一

○議事日程

日程第　１		会期の決定について
日程第　２		会議録署名委員の指名について
日程第　３	報告第１号	農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第　４	議案第１号	農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第　５	議案第２号	農業振興地域整備計画の変更について
日程第　６	議案第３号	農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について
日程第　７	議案第４号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について
日程第　８	議案第５号	土地の現況証明書下付について

第１８回農業委員会総会

令和８年８月２８日

開会　午後　１時３０分

（開　会）

○議長　ただいまから、令和８年度第１８回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、５番餌取靖徳委員が欠席です。

（会期の決定）

○議長　「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日１日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日１日と決定します。

（署名委員の指名）

○議長　「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、４番 佐藤伸哉委員、６番 人見華代委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

（報告第１号）

○議長　「報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

１番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成１２年１１月２０日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望が有りとなっておりますが、現在、農業経営基盤強化促進法に伴う賃貸借契約中となっています。

２番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和４年３月７日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長　本件について、ただいま事務局長の説明のとおりです。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、これで報告済みとします。

議案第１号につきましては、大平哲信委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第３１条及び足寄町農業委員会会議規則第１２条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後１時３３分　　休憩

大平委員退室

午後１時３３分　　再開

○**議長**　休憩を閉じ、会議を再開します。

（議案第１号）

○**議長**　「議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○**事務局長**　ただいま議題となりました議案第１号、農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第１８条第１項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和８年８月１７日で、土地の引渡期日も令和８年８月１７日です。

なお、解約された農地は、議案第４号１番で審議します。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の６箇月以内に成立しています。

従って、農地法第１８条第１項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

２番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和８年８月１７日で、土地の引渡期日も令和８年８月１７日です。

なお、解約された農地は、議案第４号１番で審議します。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の６箇月以内に成立しています。

従って、農地法第１８条第１項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○**議長**　本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

次に、２番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、２番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって２番については、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後１時３６分　　休憩

大平委員入室

午後１時３７分　　再開

○**議長**　休憩を閉じ、会議を再開します。

（議案第２号）

○**議長**　「議案第２号　足寄町農業振興地域

整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第２号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長 渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町喜登牛８００番の１筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に原野です。

面積につきましては、２０，６３５㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が原野になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

２番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛１２３８番１の１筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は山林です。

面積につきましては、７５，８４４㎡の内２５，４９９㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地売買等事業により売買を予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

３番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛８１１番７の１筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は山林です。

面積につきましては、６，０４１㎡の内１，９８２㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地売買等事業により売買を予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

４番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上足寄１２３番３の１筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、現況は雑種地です。

面積につきましては、９９３．０１㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地売買等事業により売買を予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

５番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町稲牛１７８番５６の１筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は畑です。

面積につきましては、４１９㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑であるため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

６番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別１６０番９ほか１筆の計２筆です。

地目につきましては、公簿は畑及び山林、現況は畑です。

面積につきましては、２，９９８㎡の内１，６４６㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地売買等事業により売買を予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○**議長**　本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

次に、２番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、２番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって２番については、原案のとおり決定します。

次に、３番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、３番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって３番については、原案のとおり決定します。

次に、４番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、４番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって４番については、原案のとおり決定します。

次に、５番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、５番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって５番については、原案のとおり決定します。

次に、６番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、６番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって６番については、原案のとおり決定します。

（議案第３号）

○**議長**　「議案第３号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○**事務局長**　ただいま議題となりました議案第３号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第１０条の規定により、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄１１８番１ほか３筆の計４筆です。

地目につきましては、公簿は畑で現況は畑及び採草放牧地です。

面積につきましては、７６，８６７㎡の内、畑が５５，００７㎡、採草放牧地が２１，８６０㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては経営規模拡大のため農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第３条第２項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

１番、伊藤 力現地調査委員長。

○伊藤現地調査委員長　１番について、８月１９日、私と餌取委員、遠國委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長　本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○議長　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

議案第４号につきましては、大平哲信委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第３１条及び足寄町農業委員会会議規則第１２条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後１時４６分　　休憩

大平委員退室

午後１時４７分　　再開

○議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

（議案第４号）

○議長　「議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂足寄９番２の１ほか１５筆の計１６筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、１４４，６６９㎡の内、１３３，１６８㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をすべて満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○**議長**　本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○**議長**　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後１時４９分　　休憩
大平委員入室
午後１時４９分　　再開

○**議長**　休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第４号の１番につきましては、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

（議案第５号）

○**議長**　「議案第５号　土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○**事務局長**　ただいま議題となりました議案第５号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町美盛４番２１の１筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

２番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登３７６９番１ほか１筆の計２筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

３番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛１７２番３ほか２筆の計３筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

４番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛１８４番３５の１筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

５番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛６５０番１の１筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

６番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛６８４番ほか１０筆の計１１筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○**議長**　本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。１番、伊藤 力現地調査委員長。

○**伊藤現地調査委員長**　本件は、８月１９日、私と餌取委員、遠國委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、事務局

長の説明のとおりです。
以上で、報告・説明を終わります。
○議長　本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。
１番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。
次に、２番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、２番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって２番については、原案のとおり決定します。
次に、３番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、３番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって３番については、原案のとおり決定します。
次に、４番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、４番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって４番については、原案のとおり決定します。
次に、５番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、５番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって５番については、原案のとおり決定します。
次に、６番について質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声）
○議長　無ければ、６番について採決します。賛成の委員は挙手願います。
（委員の挙手）
○議長　全員の挙手です。したがって６番については、原案のとおり決定します。

（閉　会）
○議長　以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。
これで、本日の会議を閉じます。
令和８年度第１８回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後　１時５５分　閉会

第１８回総会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

議　　長　松田博幸

農業委員　佐藤伸弘

農業委員　人見華代